# 主 文

- 一 被告は原告に対し、金一二〇万円及びこれに対する昭和五九年二月八日から支 払ずみまで年五分の割合による金員を支払え。
- 二 原告のその余の請求を棄却する。
- 三 訴訟費用はこれを八分し、その一を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- 四 この判決は原告勝訴部分に限り仮に執行することができる。

## 事 実

### 第一 当事者の求めた裁判

- ー 請求の趣旨
- 1 被告は原告に対し、金一〇〇〇万円及びこれに対する昭和五九年二月八日から支払ずみまで年五分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 仮執行の宣言
- 二 請求の趣旨に対する答弁
- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

### 第二 当事者の主張

- 一 請求原因
- 2 被告は、神戸市に本店を置き、ホテルの経営、飲食業、不動産の仲介・管理・売買等の業務を主たる目的として昭和四三年九月二四日に設立された株式会社であるが、昭和四四年四月ころから昭和六〇年八月ころまでの間、神戸市〈以下略〉において、「ホテルシヤネル」という名称で、いわゆるラブホテル(以下「本件ホテル」という。)を経営した。
- 3 本件ホテルの名称の主要部分である「シヤネル」は、原告の商号及び商標と同一であり、全体としても類似しているところ、これを使用してホテルの経営をした被告の行為は、企業の活動が多角化している状況下にあつて、一般消費者に対し、本件ホテルを原告が営業するものと誤認させ、あるいは少なくとも本件ホテルが原告と業務上、経営上又は組織上何らかの連携関係のある企業の経営に係るものと誤認させ又はその虞を招来させ、もつて原告の営業上の施設又は活動と混同を生じさせるものである。
- 4 被告は、「ホテルシヤネル」の名称を使用して本件ホテルの経営をするに際し、「シヤネル」が原告の営業たることを示す周知の表示であることを知り、又は過失により知らなかつた。
- 5(一) 原告は、長年にわたり厳選された高級品のみの製造、販売を手がけてきたことから、「シヤネル」の表示は、その高級品のイメージと結び付き、一般消費者に心理的に肯定的に受け容れられてきたところ、これが低俗ないわゆるラブホテルの名称として本件ホテルに使用されたことにより原告が長年にわたつて培つてきたイメージ、プレステージが汚染、毀損され、もつて原告の信用が毀損された。(二) のみならず、原告は、シヤネル製品とブランドの宣伝のために莫大な費用を費やしているが、被告の行為は、「シヤネル」の表示が有している原告の商品及

び営業を喚起させる力を阻害、侵害するものであり、その結果、同表示の重要な機能である宣伝的機能が著しく減殺されて、原告が「シャネル」の表示を広めるため に傾注した営業努力を無為にされ、かつ、宣伝のために投下した資本を集中的に回 収することができなくなり、もつて希釈化されるに至つた。

また、原告は、右のような本来の宣伝広告費のほかに、工業所有権及び著作権の 国際的保護を目的とするフランス公益社団法人「ユニオン・デ・フアブリカン」に 早くから加盟し、同法人に会費を納めるなど「シヤネル」の表示を不正使用する者 から守るためにも莫大な費用を費やしている。

以上のとおり、原告は被告の行為により信用を毀損され営業上の利益を害 (三) せられるに至つたが、その損害額は金八〇〇万円を下らない。さらに、原告は原告 訴訟代理人に本件訴訟の提起、追行を委任したが、その弁護士費用の内金二〇〇万 円は、被告の行為と因果関係のある損害として、被告において負担すべきである。 よつて、原告は被告に対し、不正競争防止法一条ノニ又は民法七〇九条の規定 に基づき、右損害金合計金一〇〇〇万円及びこれに対する不法行為の日の後である 昭和五九年二月八日から支払ずみまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の 支払を求める。

請求原因に対する認否

1 請求原因1のうち、原告が香料類、高級婦人服、ハンドバツグ、靴、宝飾品等の製造、販売を業とする株式会社であることは認めるが、その余の事実は不知。

「シヤネル」が原告の営業たることを示す表示として周知であるとの主張は争う 原告は、我が国においては従来から宣伝広告活動が低調であり、取扱商品が特別 高級で高価なため顧客層が狭少なうえ商品の高級性を誇示する昔ながらの殿様商法的営業方法から脱皮せず、企業内容の公開に消極的な企業体質等にもより、「シヤネル」の表示は、一部の愛顧者を除いて、未だ一般大衆に広く認識されているとは いい難く、我が国においては未だ周知性を取得していない。

同2の事実は認める。

同3のうち、本件ホテルの名称の主要部分である「シヤネル」が原告の商号、 商標と同一であることは認めるが、その余の主張は争う。

原告と被告とはその業種を全く異にし、取引先、需要者層も相異なること、原告の主張に従えば、原告の営業表示である「シヤネル」は高級なイメージを有するの に対し、被告の本件ホテルの営業はいわゆるラブホテルで低俗なイメージを与える というものであること、被告の営業活動の地域は神戸市内のみであるが、原告の場 合、わが国で昭和五五年にシヤネル株式会社が設立されるまでは営業主体としての 「シヤネル」の名称を有する営業施設は本邦内に存在せず、特に神戸市内において は、昭和五七年三月に漸く二つの百貨店内の化粧品売場のコーナーに同社名義の架設電話が設置された程度で、未だ「シヤネル」の名称を表示した独立の建物等の営業施設は存在しないこと、その他原、被告間に緊密な営業上の関係があると誤信させるに足るような具体的事情が見当たらないことからすれば、被告が「ホテルシャ ネル」の名称を使用して本件ホテルの経営をしたことをもつて、原告の営業上の施設又は活動と混同を生じさせるものとはいえない。

同4及び5の事実はいずれも否認する。

抗弁(不正競争防止法二条一項四号)

被告代表者の【B】は、昭和四一年一〇月、善意で「ホテルシヤネル」の名称を使用して、個人で旅館営業を始め、被告は昭和四四年四月、同人から右旅館営業と ともに「ホテルシヤネル」の名称の使用を承継した。 四 抗弁に対する認否

抗弁のうち、被告代表者が「ホテルシヤネル」の名称の使用につき善意であつた との点は否認し、その余の事実は不知。 第三 証拠(省略)

#### 由

請求原因1の主張について検討するに、原告が香料類、高級婦人服、ハンドバ 明永原因下の主張について検討するに、原音が皆科規、高級婦人服、ハンドハック、靴、宝飾品等の製造、販売を業とする株式会社であることは、当事者間に争いがなく、成立に争いのない甲第一ないし第五号証、第六ないし第八号証の各一ないし三、第九号証の一ないし六、第一〇及び第一一号証の各一ないし五、第一二、第一三号証、第一六、第一七号証、第二二号証、第二九号証、第六八ないし第七四号証、第七七号証、弁論の全趣旨により真正に成立したと認められる甲第七六号 証、証人【C】同【D】の各証言によれば、次の事実が認められる。

(一) 原告の属するいわゆるシャネルグループと称される企業の起源は、ファツションデザイナーの【E】が一九一〇年代にフランスのパリ市においてオートクラスール(高級婦人服装店)を開店したことに始まる。同女は、一九二〇年代に入て香水を製造、販売する権利を取得し、これに「シヤネル五番」と命名した上、したところ、やがて「シヤネルという会社を設立して、同社においてこれを製造、下したところ、やがて「シヤネル五番」は世界的なべると立てなり、シャネルるでに至つた。現在シヤネルグループは、持株会社であるシャネル・ジャン・デイオールとともに香水の御三家と並び称ーナル・ビーヴィ(本店所在地オランダ国ロツテルダム市)を頂点スイス国において設立)のほか、ルー〇以上存在している。その取扱の出は、香水の半れの製造、香水などである。とする会社が世界の各地に一〇以上存在している。その取扱でカーカーのとするとする会社が世界の各地に一〇以上存在している。を製造、であるとの一般である。「シャネル五番」に代表であるのとの「シャネルスーツ」である。「服飾品にあって、今世紀のいり、「シャネルスーツ」等の造語を生み出しているである。

(二) 我が国においては、昭和八年(一九三三年)に初めてシヤネル製の香水が輸入されて発売されたが、昭和一〇年には別紙商標(一)記載の商標について、野三類香料及他類に、昭和一四年には同(二)記載の商標について、いずれも「第三類香料及他類に、今日本地化粧品」を指定商品として登録の出願公告がされたのを皮切りに、今日本ルグループを構成する会社の出願により相次いで登録されている。シヤネルグループを構成する会社の出願により相次いで登録されている。シヤネルが国での輸入、販売は、昭和三五、六年ころ【F】の主宰するアーニーベル品の我が国での輸入、販売は、昭和三五、六年ころ【F】の主宰するアーニーベルの我が国であるアーニーベルである。からは、田和五五年一〇月、同社の一部門であるシヤネル営業本部が独立するとで、現る出版では、「日本の一部門であるシヤネル営業本部が独立するとで、現る出版では、「日本の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部である。

(三) 昭和二九年二月、アメリカの女優【A】が来日したが、その際、記者団から寝るときの服装を質問されて、「シヤネル五番を着るだけよ」と答えたという話がまことしやかに宣伝され、当時の同女の映画スターとしての人気と相まつて、我が国では「シヤネル五番」といえば直ちに【A】の右の言葉が出る程一躍有名になった。

以上の事実が認められ、右認定を覆すに足りる証拠はない。右に認定した事実によれば、シヤネル製の香水は昭和八年に初めて我が国に輸入、販売され、昭和一の年から一四年ころにかけてその商標について登録の出願公告がされたというのあるが、当時の我が国の社会、経済情勢、一般国民の生活様式等に照らして、本のは到底認め難いところである。しかし、昭和二九年二月に【A】が来日した際、高ときは「シヤネル五番を着るだけよ」と答えたという話は、同女が真実そうをたかどうか真偽の程はとも角として、いわゆる戦後の舶来崇拝の風潮が蔓延といた当時の時代背景の下で、同女の映画スターとしての人気と相まつて我が国民の間に一躍有名になつたのであり、ここに香水「シヤネル五番」は周知の商品となり、これに伴つて「シヤネル」は、その製造販売元であるシヤネルグループの営業たることを示す表示としてそのころから昭和三〇年代の始めにかけて我が国においても周知となったと認められる。

なお、被告は、原告の取扱商品は特別高級で高価なため顧客層が狭少なうえ、その営業方法や企業体質等にもより、「シヤネル」の表示は未だ一般大衆に広く認識されているとはいい難い旨主張するけれども、一般大衆が容易に入手でき、身の回りに多く存在する商品でなければ周知ではないと必ずしも断定することはできないから、かかる事情があるからといつて周知性に関する前記判断を左右するものではない。

また、被告の抗弁(不正競争防止法二条一項四号)は、前記のとおり「シヤネ

ル」の表示が昭和三〇年代始めころには周知となつたと認められる以上、昭和四一年一〇月以降の名称使用を内容とする同主張はそれ自体失当である。

二 請求原因2の事実は、当事者間に争いがない。

三次いで、同3のうち、本件ホテルの名称の主要部分である「シヤネル」が原告の商号、商標と同一であることは、当事者間に争いがないところ、両者を対比観察すれば、被告が使用した本件ホテルの名称「ホテルシヤネル」が原告の営業表示である「シヤネル」と類似することは、明らかであるといわなければならない。

ことが認められ、右認定を覆すに足りる証拠はない。

六 よつて、原告の請求は、不正競争防止法一条ノニの規定に基づき、右の損害金合計金一二〇万円及びこれに対する不法行為の日の後である昭和五九年二月八日から支払ずみまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求める限度において理由があるから、その範囲でこれを認容し、その余の請求は理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法八九条、九二条を、仮執行の宣言について同法一九六条をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 坂詰幸次郎 萩尾保繁 石原稚也)

商標(一)

<12668-001>

商標(二)

<12668-002>